

南房総市行財政改革方針 2018

平成30年9月
(令和5年3月改定)
南房総市

はじめに



今日の市は、偉大な先人たちが育んできた安房地域らしい農漁村文化や豊かな自然、これらと調和して生活するための知恵や地域の絆などの上に成り立っています。

この大切な財産を守り、さらに磨きをかけて未来に引き継ぐため、これまでも市役所自身の様々な改革に加え、市民の皆様にもまちづくりの一翼を担っていただく協働のまちづくりの取組を進めてきました。

しかしながら、近年のわが国全体、とりわけ地方において人口減少・少子高齢化が顕著であり、平成27年度に策定した「南房総市人口ビジョン」でも厳しい人口展望が示されています。また、生産年齢人口の減少によって税収の増加が見込めない中、社会保障費の増加などにより、中長期的に市の財政への大きな負担が懸念されます。

そのため、持続可能な行財政運営の実現に向け、事業の効率化や、公共施設の在り方、多様化する市民ニーズの対応等、様々な問題に取り組み、解決していく必要があります。

この「南房総市行財政改革方針2018」のもと、私をはじめ、全ての職員が、事務を効率的に執行できているか、コストに見合った事業効果が得られているか、市民ニーズにあった質の高いものとなっているかなどを絶えず総合的に検証し、切れ目のない行財政改革を推進してまいります。

最後になりましたが、行財政改革の推進は、今を生きる世代のみならず、新たに生まれ来る子どもたちの暮らしにも大きな影響を与えます。

現在と未来の世代が等しく「ひと・ゆめ・みらい 地域で創る魅力の郷 南房総」に暮らす幸せを実感し続けられるよう、共に改革を進めていきましょう。

平成30年9月

南房総市長 石井 裕

目次

1. 背景	P. 2
2. 位置づけ	P. 7
3. 計画期間	P. 8
4. 基本方針	P. 9
5. 推進体制	P. 13
6. 評価・検証	P. 14

1 背景



人口減少・少子高齢化など社会情勢の変化に対応し
高度・多様化する行政ニーズに的確に対応します

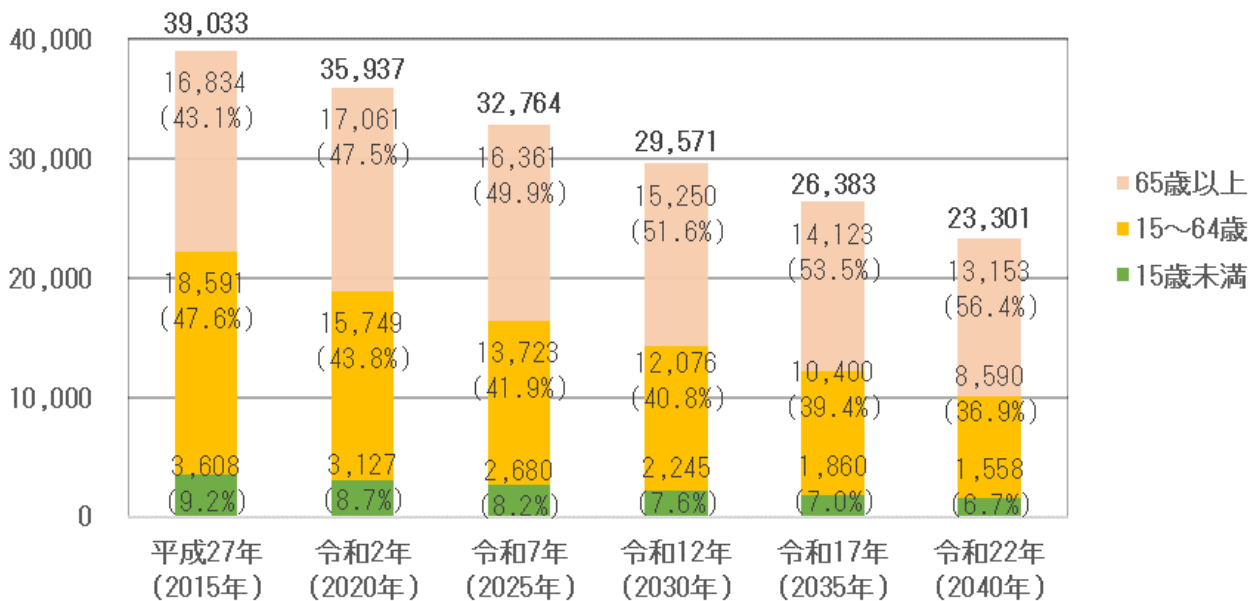
本市は「行政改革推進計画」「財政健全化計画」と合併以来2つのプランにおいて行財政改革に取り組んでまいりました。このたび行財政改革を一体的に進めるため、「南房総市行財政改革方針2018」を策定し、引き続き行財政改革を進めていくことといたしました。

(1) 社会情勢の変化への対応

① 人口減少・少子高齢社会への対応

本市は、ますます高齢化が進み、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」）の推計によると令和22年（2040年）には高齢化率56.4%に達するものと推計されています。本格的な人口減少社会の到来と少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口（15歳～64歳）の減少等によって税収の増加が見込めない中、社会保障費の増大等が見込まれ、中長期的に市の財政への大きな影響が懸念されます。

(人) 年齢3区分別人口の見通し（社人研推計）



② 適正な財政規模への転換

限られた財源や人員で、最適な公共サービスを市民に提供するため、公共施設の適正管理をはじめ、協働によるまちづくり推進、職員数の適正管理などを引き続き推し進める必要があります。一方で、子ども・子育て支援新制度などの新たな仕組みや制度改正などに適切に対応し、効果的・効率的な行政運営を行うことが求められています。

市町村合併に伴う財政上の特例措置

(i) 合併特例債

地方公共団体の合併後 10 年間に限り、新市建設計画に基づき実施する一定の事業や基金の積立てに要する経費について、地方債をもってその財源とすることができる特例措置である。

平成 30 年の法改正に伴い、特例期間が10年間延長可能となった。

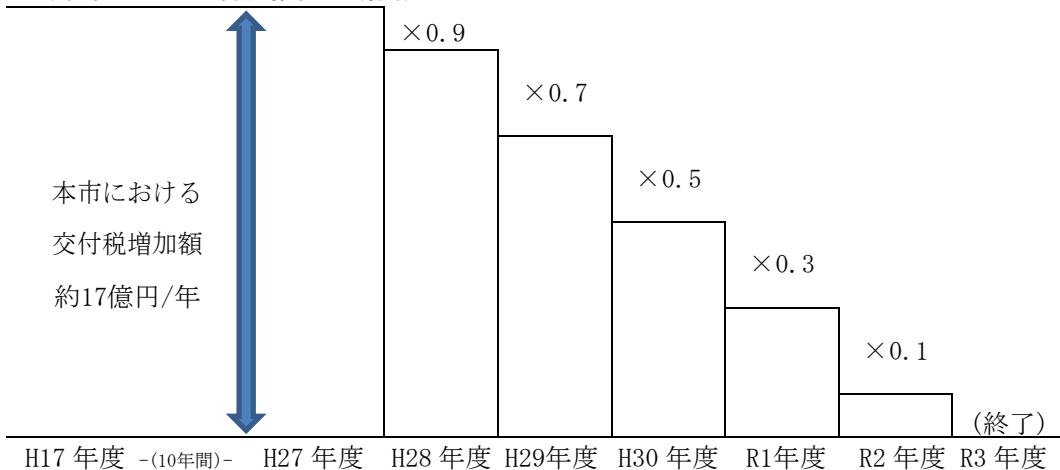
〔本市における特例措置の期間〕



(ii) 地方交付税の合併算定替

- ▶ 地方公共団体の合併後 10 年間に限り、合併前の地方公共団体ごとに算定した交付税の合計額が、合併後の一つの地方公共団体として算定した交付税額よりも多い場合には、その額を交付する特例措置である。
- ▶ 合併から10年経過後は、5年をかけて、合併算定替による交付税の増加額が段階的に縮小され、本市では令和 2 年度をもって終了となった。

〔本市における特例措置の期間〕



※ 本市における交付税増加額約 17 億円/年は、平成 30 年度算定における算定替えと一本算定の差額（満額）です。

※ 国では、合併時点では想定されていなかった財政需要を平成 26 年度から令和 2 年度にかけて交付税算定に反映しており、合併算定替終了による交付税減少の影響は緩和されています。

(2) 課題

① 持続可能な健全財政の維持

公共サービスの提供に関する行政ニーズは、今後も高度化・多様化すると考えられます。少子高齢化の進展が著しい本市は、人口減少対策に取り組むことが喫緊の課題となっており、これらを解決するための財源を確保することが求められています。

このため、市町村合併に伴う財政上の特例措置である地方交付税の合併算定替の終了など、将来の財政環境に適切に対応し、健全財政を維持し続けることが必要です。

② 公共施設の老朽化対策と最適配置の推進

限られた財源で施設の老朽化に対処するため、従来の「事後保全」から、定期的な点検で早期に損傷を発見し、軽微な段階で補修する「予防保全」に視点を転換し、長寿命化の取組を推進する必要があります。

公共施設全体の最適配置や規模の適正化、管理運営の合理化を進めなければ、長期的に、必要な公共サービスを行うための財源が不足するおそれがあります。

③ 職員数の適正管理

将来にわたって持続可能な行財政運営を推進していくため、事務事業の抜本的な見直しを計画的に行うとともに、合理的で最適な職員配置を図り、職員の適正な定員管理に取り組んでいきます。

また、社会経済情勢の変化により、複雑、多様化する行政需要に対し、柔軟かつ迅速、的確に対応できる職員を計画的に採用、育成、確保し、必要に応じて柔軟に対応していきます。

全国で町村合併後に市制を施行する類似団体との比較

類似団体とは、全国の市町村を、人口と産業構造を基準に、いくつかの類型（グループ）に区分し、同規模の団体ごとに整理したものです。

令和3年度の全国における5町村以上の町村合併により市制を施行する類似団体（I-1型）との比較は下表のとおりです。

いずれの市も町村合併に伴い、支所・出張所を複数持つ団体であり、人口1万人当たりの普通会計の職員数の平均は123.17人で、本市の116.14人と比較して本市は7人の不足となっています。また、人口1万人当たりの一般行政職の職員数の平均は92.31人で、本市の91.83人と比較してほぼ同数となっています。

全国の類似団体（I-1型、5町村以上の合併で市制施行）との比較表

団体名	合併町村数	住基人口 (R3.1.1)	面積 (km ²) (R3.10.1)	普通会計 職員数 (R3.4.1)	人口1万 当たり職員数 (普通会計)	一般行政 職員数 (R3.4.1)	(単位:人)
							人口1万 当たり職員数 (一般行政)
長崎県対馬市	6	29,663	707.42	495	166.87	341	114.96
島根県雲南市	6	37,102	553.18	427	115.09	378	101.88
愛媛県西予市	5	36,633	514.34	534	145.77	363	99.09
岡山県真庭市	9	44,245	828.53	616	139.22	437	98.77
大分県豊後大野市	7	34,692	603.14	457	131.73	331	95.41
千葉県南房総市	7	37,024	230.10	430	116.14	340	91.83
広島県安芸高田市	6	28,044	537.71	344	122.66	256	91.29
山梨県北杜市	7	46,531	602.48	503	108.10	423	90.91
新潟県魚沼市	6	35,164	946.76	436	123.99	318	90.43
三重県志摩市	5	48,370	178.94	652	134.79	415	85.80
高知県香南市	5	33,193	126.46	396	119.30	275	82.85
長崎県南島原市	8	44,440	170.13	405	91.13	357	80.33
兵庫県淡路市	5	43,131	184.24	373	86.48	330	76.51
平均	6.31	38,326	475.65	466.77	123.17	351.08	92.31

※本市の類型は、人口5万人未満で、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次産業が90%未満で、Ⅲ次産業が55%以上のグループに属する。

④ 民の知識・技術の活用

公共サービスの水準の維持向上やコスト縮減を図ることができる場合においては、行政としての責任に留意しつつ、民間の資金やノウハウ等を活用した手法（民間委託、PFI、指定管理者制度など）を適切に導入することが求められています。

本市では、これまでも指定管理者制度を導入・運用してきましたが、今後はさらに、民間の資金やノウハウ等を活用する取組を推進する必要があります。

民間の資金やノウハウ等を活用した手法〔PPP (Public-Private Partnership)〕

行政と民間団体の協働により、公共サービスの質の向上を図るとともに、効果的・効率的な市政運営を行うこと

▶ 民間委託

市が事務事業を直接実施せず、民間に委託して行うこと

▶ PFI (Private Finance Initiative)

民間の資金及び経営手法を活用して、公共施設等の建設、維持管理及び運営などを行うこと

▶ 指定管理者制度

公の施設の管理運営について、民間事業者等のノウハウや技術を活用すること

2 位置づけ



市町村合併に伴う財政上の特例措置終了後
持続可能な財政運営ができ、市の更なる発展を目指します

改革のテーマ：「持続可能な行財政運営」

将来にわたって持続可能な財政運営を行えるよう効率的で効果的な市民にやさしい行政サービスの実現に向け、新たな行政課題に取り組みます。

南房総市総合計画に掲げる将来像「ひと・ゆめ・みらい 地域で創る魅力の郷南房総」を実現し、市民が住んで良かった、住み続けたいと思えるまちにするためには、財政の健全性を確保しなければなりません。

また、量的拡大の追求より生活の質の向上を重視する成熟社会において、まちの機能を充実し、目指すべきまちの姿に向けた成長の過程で生じる新たな課題に適切に対応していくことが、経営の健全性をさらに強固なものとしします。

「健全財政の維持」、「市役所機能の強化」及び「市民協働の推進」により、目指すべきまちの実現に向けて、意義あるものは残しつつムダを排除し、効果的で効率的な行政運営を展開できるよう最適な公共サービスの提供に取り組みます。

3 計画期間



目標年次を定めて
進捗管理を行いながら集中的に改革を行います

計画期間 : 平成 30 年度 ~ 令和 7 年度 [8年間]

公共施設等総合管理計画との一体性

「南房総市公共施設等総合管理計画（平成 28 年度～令和 12 年度）」と連携し、公共施設の統廃合、長寿命化、民間への貸与など推進します。

定員管理計画との一体性

「南房総市定員管理計画」と連携し、職員数の適正管理に取り組みます。

財政環境への対応

普通交付税の算定の特例（合併算定替）等の財政措置が 2016 年度より段階的に縮小されるなど、一層厳しくなることが見込まれる財政環境に対応します。

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
行財政改革方針 2018	H30 年度～R7 年度								
総合計画	H30 年度～R4 年度 第 2 次総合計画 前期基本計画					R5 年度～R9 年度 同 後期基本計画			
定員適正化計画 定員管理計画	H30 年度～R2 年度 第 4 期定員適正化計画			R3 年度～R4 年度 第 5 期定員管理計画		R5 年度～R9 年度 第 6 期定員管理計画			
公共施設等総合管理計画	H28 年度～R12 年度								
財政上の 特例	地方交付税 合併算定替	段階的縮小							
	合併特例債	H18 年度～R7 年度							

4 基本方針



基本方針を定めて
重点推進項目等を明示し、改革を推進します

(1) 基本方針

基本方針1 健全な財政運営

事務の効率化や公共施設の適正配置に取り組むとともに、自主財源の確保にも努めることにより、政策推進における効果性や効率性の視点を踏まえた、経営資源の最適な配分と活用を実現し、健全な財政を維持します。

① デジタル行政移行による公共サービスの合理化と見直し

市民の利便性向上や行政のスリム化を進めるため、マイナンバーカードの活用や先進技術の導入を積極的に進め、事務の効率化を図ります。

全庁的な視点から重点的に進行管理を行う項目（重点推進項目）

- ・DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進
- ・マイナンバーカードを利用した行政サービスの推進
- ・デジタルデバイド*対策の充実

*インターネットやコンピューターを使える人と使えない人との間に生じる情報収集・

発信等の格差のこと。

② 公共施設の適正配置

公共施設の適正配置、老朽化対策及び管理運営費の縮減に取り組めます。推進にあたっては、関係部局が連携して公共施設等総合管理計画の個別計画により公共サービスの最適な配置ができるよう取り組みます。

全庁的な視点から重点的に進行管理を行う項目（重点推進項目）

- ・公共施設等の見直しと適正管理
- ・公共施設の有効活用
- ・施設点検による長寿命化

③ 歳入（収入）確保の取組

市税等の収納率の向上と国・県支出金等の積極的な活用に取り組みます。
また、市有財産の活用やふるさと納税制度を推進します。

全庁的な視点から重点的に進行管理を行う項目（重点推進項目）

- ・市税等収納率の向上
- ・受益者負担の適正化
- ・未利用公有財産等の活用・処分
- ・ふるさと納税制度の推進

基本方針2

職員数の適正管理

新たな市民ニーズや多様化する行政課題、厳しい財政事情、さらには将来の組織を支える職員構造や組織機構のための職員配置の検討など、長期的な視点に立った定員管理の見直しを進めます。

① 定員管理計画の策定

多種多様な住民ニーズに対応するため組織再編の見直しを継続的に行う中で、行財政運営の状況を踏まえた、事務事業の抜本的な見直しを計画的に実施し、組織の合理化、職員の適正配置に努めます。

また、職員数の適正管理を図るため、数値目標を設定した定員管理計画を策定します。

全庁的な視点から重点的に進行管理を行う項目（重点推進項目）

- ・職員数の適正管理
- ・行政ニーズに対応した組織づくり

基本方針3

民間活力の活用

市政に関する情報を分かりやすく市民に提供し、まちづくりの現状や課題、方向性を共有し、市民、企業、団体との協働を積極的に推進します。

さらに、各団体の知恵と活力を積極的に活用し、官民連携を推進します。

① 市民と行政の協働

財政状況をはじめとする市政に関する情報を分かりやすく伝えるなど、市民への説明責任を果たし、一層厳しくなることが見込まれる財政環境等への理解と共感を得ることにより、市民と行政が連携して公共を担えるよう取り組みます。

全庁的な視点から重点的に進行管理を行う項目（重点推進項目）

- ・ 市政情報の発信と市民意見の収集
- ・ 多様な主体との連携

② 民間委託の推進

先進的な官民連携の手法を研究し、民間の資金やノウハウ等を積極的に活用した更なる住民サービスの向上と業務の効率化を図ります。

全庁的な視点から重点的に進行管理を行う項目（重点推進項目）

- ・ アウトソーシングの推進
- ・ P F I 等事業手法の導入検討

（２）進行管理

- ① 公共施設の見直しは、公共施設等総合管理計画の個別計画により管理を行います。
- ② 定員管理については、定員管理計画の進捗管理により進行管理を行います。
- ③ 前年度における取り組みについて評価・検証を行い、市HPで公表します。

そのほか、必要に応じて複数の所属の連携による取組を推進し、実施効果を高めます。

(3) 南房総市総合計画との関連

総合計画における目指すべき都市像「ひと・ゆめ・みらい 地域で創る魅力の郷南房総」の実現に向けた各政策を踏まえて、市が実施する公共サービスの最適化に取り組みます。

後期基本計画の重点プロジェクトと行政改革基本方針項目の共通化を図り、進捗管理を行います。

総合計画（後期基本計画） 重点プロジェクト

重点プロジェクトとは、基本構想に掲げた将来像『ひと・ゆめ・みらい 地域で創る魅力の郷 南房総』を実現するため、特に力を入れていくテーマを示したものです。

プロジェクト1 子育て・教育環境の充実

妊娠・出産から就学・進学まで、切れ目のない子育て支援を展開するほか、本市の特性を踏まえた教育環境の充実や、子どもを育てる世代等の連携と交流の場づくり等に努め、安心して子どもを産み育てられる南房総市をつくっていきます。

プロジェクト2 仕事づくりとマッチング支援

市民・事業者・関係機関との連携のもとに、地域資源を活用した新産業の創出や、起業支援・新規就農者支援に取り組むとともに、「人」と「しごと」のマッチングの仕組みを強化します。また、企業と人材の誘致を図るほか、本市の強みである観光業等の回復と更なる発展に向けて、ニーズやマーケットの変化を捉えながら、プロモーションの強化に努めていきます。

プロジェクト3 移住・定住の更なる促進

「移住先として選ばれるまち」であるだけでなく、「ずっと住み続けたいまち」「いずれは戻ってきたいまち」として、取組を進めます。ここでは、プロジェクト2「人」と「しごと」のマッチングの仕組みづくりと連動させながら、移住・定住希望者の相談等に対しトータルでコーディネートするとともに、住環境整備に関する支援を推進していきます。

プロジェクト4 持続可能なまちづくり

当面の間は避けられない人口減少に耐えられる社会システムへの再構築をめざし、市民等の主体的な活動と地域資源の連携・連動による「地域づくりの活性化」、地区ごとの拠点整備促進による「生活インフラの最適化」、DX推進・デジタルデバイド対策による「デジタル行政への移行」、市民の防災力・避難所機能強化による「自然災害への備え」に取り組みます。

5 推進体制



市長を本部長とする庁内組織や
行政改革推進委員会を設置し改革を推進します

(1) 行政改革推進本部

全庁を挙げて改革を推進するため、庁内組織として「行政改革推進本部」を設置します。

行政改革推進本部は市長を本部長とし、市長のリーダーシップのもと、改革を推進します。

(2) 南房総市行政改革推進委員会

有識者の専門的見地や市民の目線から提言と評価をいただくため、市長の附属機関として、「南房総市行政改革推進委員会」を設置します。

南房総市行政改革推進委員会は、学識経験者、市政に関する有識者及び公募市民により構成します。

(3) 公表による市民参加

行政改革推進の各過程において、ホームページや広報により行政改革の取組を広く市民へ公表します。

6 評価・検証



基本方針に掲げた重点施策ごとに目標を設置し
評価・検証を行います

(1) 評価・検証

基本方針に掲げた重点施策ごとに目標を設定し、取組の進捗を管理します。

基本方針に掲げた重点施策ごとの目標は、各重点施策の重点推進項目（全庁的な視点から重点的に進行管理を行う項目）に関連する目標で、前年度までの成果と当該年度の成果を比較することによって、次年度以降に向けた課題と対応を考察することに適したものとします。

重要施策	目 標
デジタル行政移行による公共サービスの合理化と見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの普及及び利活用の促進 ・行政手続オンライン化の推進 ・AI・RPA等の導入による業務効率化 ・デジタルデバйд対策の実施
公共施設の適正配置	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の見直しと適正管理 [延べ床面積] ・公共施設の有効活用 [転用・売却数]
歳入（収入）確保の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市税、国民健康保険税、介護保険料、保育料、市営住宅使用料 [収納率] ・ふるさと納税制度の推進 [寄附額] ・未利用公有財産等の処分及び貸付による有効活用 [収入額]
定員管理計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・職員数の適正管理
市民と行政の協働	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体との連携
民間委託の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトソーシングの推進

(2) 重点目標

プラン全体に係る重点的な目標として、定員の適正化と財政運営に関する数値目標を設定します。

① 職員の定員管理に関する数値目標

本計画期間中においては、令和3年4月1日現在の職員数506人を基準とし、令和8年4月1日における職員数を515人とすることを目標とします。また、第6期定員管理計画終了時点での目標職員数は507人とします。

なお、定年退職以外の普通退職や勸奨退職などで減員が生ずる場合や、業務の運営に必要な専門職において支障をきたす場合には、上記の方針に限らず適正な範囲内で職員の確保を行うこととします。また、定年延長制度や暫定再任用職員を最大限活用していきます。

職種別構成に関する目標

職 種	R3.4.1	R8.4.1	R10.4.1
一 般 行 政 職	383人	398人	392人
保育士・幼稚園教諭	72人	71人	70人
技 能 労 務 職	18人	13人	12人
病 院 医 療 職	33人	33人	33人
計	506人	515人	507人

② 財政運営に関する数値目標

必要な公共サービスの提供と都市基盤の整備を行うための財源を確保するとともに、将来の負担を可能な限り抑制するため、次のとおり目標を設定し、これを達成できるよう改革に取り組みます。

なお、普通交付税合併算定替交付の段階的縮減により、財政指標は令和3年度をピークに全般的に悪化します。その後長期的に改善に向かいますが、目標が現状よりも一時的に悪い数値となる指標もあります。

ア 経常収支比率

現状 (平成 29 年度決算)	目標 (令和 7 年度決算)
89.5%	96.0%未満

普通交付税合併算定替交付の段階的縮減等により次第に悪化する見込みですが、長期的には定員適正化や公共施設等の再編により次第に改善する見込みです。財政の弾力性を確保するため、96.0%未満に抑制することを目標とします。

イ 健全化判断比率

区分	現状 (平成 29 年度決算)	目標 (令和 7 年度決算)
実質公債費比率	7.7%	10.0%未満
将来負担比率	—	—

「実質公債費比率」は、長期的には市債発行の抑制に伴い低下する見込みです。ただし、計画期間内においては、施設再編等の大規模事業が引き続き計画されているほか、普通交付税合併算定替交付の縮減などにより、現状に比べるとやや増加する見込みです。こうした想定のもと、将来の財政運営の健全性を損なうことのないよう、交付税算入率の高い有利な市債借入を継続し、10.0%未満に抑制することを目標とします。

「将来負担比率」については、交付税算入額や財政調整基金等の充当可能財源が地方債現在高等を上回った状態にあるため、実質的な将来負担がない状態です。引き続き、現状維持を目標とします。

ウ 市債残高

現状 (平成 29 年度決算)	目標 (令和 7 年度決算)
245億円	235億円未満

計画期間中には、施設再編等の大規模事業が計画されており新たな市債の発行が見込まれますが、市債の発行額を最小限に抑制し、市債残高が235億円を下回ることを目標とします。

③ 公共施設の縮減に関する数値目標

公共施設等総合管理計画の目標である、平成 26 年度末時点で 227,618 m² あった公共施設の延べ床面積を令和 12 年度までに 15%削減し 193,475 m²とすることを基本とし、「行財政改革方針 2018」の終了年度である令和 7 年度末の目標を設定し、これを達成できるよう改革に取り組みます。

公共施設の延べ床面積（公有財産台帳より）

現状 H30.3.31	目標 R8.3.31
212,224 m ²	204,673 m ²

(3) 進行管理

計画 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check) 及び改善 (Action) の各段階において現状把握を重視する「PDCAサイクル」により、進行管理を行います。

現状把握・分析については、行政改革推進委員会の意見やパブリックコメントなどにより、広く市民意見を捉えます。さらに、本市を取り巻く社会経済情勢等を分析し、取組の方向性を明確にします。

「PDCAサイクル」の過程で、「A(改善)」における取組及び手法の見直しを「P(計画)」に反映させることにより、改革の内容を充実し、スピード感を持って取り組む「改革の質」の向上を目指します。

具体的には、年度ごとに個々の取組の進捗状況や取組内容について評価・考察し、必要に応じた見直しを行います。

P	Plan 〔計画〕	行政ニーズを踏まえ、計画を策定します。
D	Do 〔実行〕	計画に沿って、着実に取組を進めます。
C	Check 〔評価〕	実施状況の点検・分析・課題の把握を行います。
A	Action 〔改善〕	考察の結果に基づき、取組及び手法の見直しを行います。

南房総市行財政改革方針2018

平成 30 年 9 月

(令和 3 年 9 月 一部改定)

(令和 5 年 3 月 一部改定)

《発行》

南房総市 総務部 企画財政課

〒299-2492 千葉県南房総市富浦町青木 28 番地

TEL 0470-33-1001

FAX 0470-20-4598

URL <http://www.city.minamiboso.chiba.jp/>